

経済財政諮問会議	議 事 録	(平成 19 年第 13 回)
-----------------	--------------	------------------------

(開催要領)

1. 開催日時：2007 年 5 月 15 日(火) 17:23～19:00
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	安倍 晋 三	内閣総理大臣
議員	塩 崎 恭 久	内閣官房長官
同	大 田 弘 子	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	菅 義 偉	総務大臣
同	尾 身 幸 次	財務大臣
同	福 井 俊 彦	日本銀行総裁
同	伊 藤 隆 敏	東京大学大学院経済学研究科教授 (兼) 公共政策大学院教授
同	丹 羽 宇 一 郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
同	御手洗 富士夫	キヤノン株式会社代表取締役会長
同	八 代 尚 宏	国際基督教大学教養学部教授
臨時議員	麻 生 太 郎	外務大臣
同	柳 澤 伯 夫	厚生労働大臣
同	若 林 正 俊	環境大臣
	山 本 幸 三	経済産業副大臣
	香 西 泰	税制調査会会長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 地球環境問題について
 - (2) 社会保障制度改革について
 - (3) 税制改革について
3. 閉会

(説明資料)

- 地球環境保全の取組の飛躍の時を迎えて(若林臨時議員提出資料)
- 地球環境問題について(麻生臨時議員提出資料)
- 環境と経済の両立に向けた地球環境対策の推進について(甘利議員提出資料)
- 地球環境問題への新しいアプローチについて(有識者議員提出資料)

- 医療・介護サービスの質向上・効率化プログラムについて（柳澤臨時議員提出資料）
- 革新的医療品・医療機器創出のための5か年戦略について（柳澤臨時議員提出資料）
- 社会保障改革について（有識者議員提出資料）
- 公立病院改革について（菅議員提出資料）
- 新健康フロンティア戦略（概要）（塩崎議員提出資料）
- 香西税制調査会会長提出資料
- 税制改革の基本哲学について（平成 19 年 4 月 25 日 有識者議員提出資料）
- 税制改革に向けての基本的な視点について（甘利議員提出資料）

（配付資料）

- 地球環境保全の取組の飛躍の時を迎えて（参考資料）（若林臨時議員提出資料）
- 医療・介護サービスの質向上・効率化プログラムについて（参考資料）
（柳澤臨時議員提出資料）
- 革新的医療品・医療機器創出のための5か年戦略について（参考資料）
（柳澤臨時議員提出資料）

（本文）

○地球環境問題について

（大田議員） ただいまから、今年13回目の経済財政諮問会議を開催いたします。

今日は地球環境問題、社会保障制度改革、税制改革、この3つのテーマで御審議いただきます。

甘利大臣が海外御出張ですので、代理として山本副大臣においでいただきおります。よろしくお願いいたします。

まず、地球環境問題について御審議いただきますが、最初に、本議題の扱いについて、私から申し上げます。

事前に事務的にお知らせしましたとおり、この地球環境問題に関する審議内容等につきましては、外交交渉への影響等にかんがみ、情報公開法第5条第三号の公開の例外の規定に基づき、不開示情報の扱いとさせていただき、本議題の審議の内容及び配付資料をすべて非公表とするほか、議事要旨を作成し公表することはしないこととしたいと思っております。経済財政諮問会議では、議事録を作成して4年後に原則として公表することとしておりますが、その適否につきましても、4年後に改めて判断することとしたいと思っております。したがって、本議題の審議内容につきましては、他の方の発言はもとより、御自分の発言であっても、対外的に明らかにすることがないようお願いいたします。以上、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

(大田議員) それでは、その要領で本議題の審議に入りたいと思います。資料は、議題の終了後に事務方が回収いたしますので、あらかじめ御承知置きください。なるべく議論の時間をたくさん取りたいと思いますので、御説明は5分程度としていただけますよう、よろしくお願いいたします。

まず、若林大臣からよろしくお願いいたします。

(若林臨時議員) 資料はお手元に配付してあります3枚資料でございます。あとは参考でございます。

1ページの左側。地球温暖化問題は、人の健康、食糧・水資源、生態系など、あらゆる分野に対する脅威として認識されるべきであり、気候安全保障の問題として対処していく必要があることをまず強く申し上げたいと思います。温暖化による影響については、IPCCの報告によれば、洪水などによる損害の増大、数億人が深刻な水不足に直面するなど、気温上昇によるさまざまな影響が世界各地に現れており、今後、更に加速的に広がると予想されております。経済に与える影響については、対策に取り組む時期が遅れば遅れるほど、その影響が大きくなると、英国のスターンレビューでも指摘しております。

右側でございますが、温暖化の進行を止めるには温室効果ガスの大気中濃度の安定化を図る必要があります。これは米国や中国も含む気候変動枠組条約の究極目的となっており、京都議定書は、その究極目的を達成するための第一歩となっております。

大気中濃度の安定化を図るということは、排出量と吸収量とが同等になる、いわばプライマリーバランスを確保することであると言えます。現在は人為的な排出量が吸収量の2倍以上となっておりますので、世界の排出量を現在の半分以上に削減することが人類に課された使命だと思います。

2013年以降の枠組みについては、さまざまな局面で国際的に議論されており、来年、我が国がホスト国となって迎えるG8サミットは、時期的にも重要な議論の場になると思います。

今後の国際交渉に当たっては、次の3点が重要だと考えております。1番目は、京都議定書を第一歩として、中長期的展望に立った実効あるルールをつくる必要があるということ。2番目は、「共通だが差異のある責任及び各国の能力」という条約上の原則に基づき、米国、中国、インド等の主要排出国が参加する枠組みとすること。3番目は、すべての国にとって排出削減が経済発展につながり、経済発展が排出削減につながるという、いわばWin-Winの関係となるような仕組みをつくる必要があるということです。

我が国は、世界最先端の省エネ、再生可能エネルギー技術を有しており、排出削減が経済発展につながるような仕組みを導入することで、我が国の強みを生かして競争力を強化し、持続可能な社会づくりに貢献することができます。例えば、EUやアメリカの民間ベースでは、国内排出量取引制度など、市場メカニズムを活用した取組みが既に始まっており、こういった社会経済の仕組みも検討していく必要があると思います。

2 ページの左側。2005年の我が国の排出量は1990年比プラス8.1%に増加しており、京都議定書で我が国が世界に約束した1990年比マイナス6%の達成は容易ならざる課題です。

しかし、この京都議定書の目標を確実に達成することは、今後も国際的なリーダーシップを発揮するためにも不可欠であり、私も断固たる決意で取り組んでいるところでございます。

右側には、今後一層加速化すべき対策として、省エネ住宅・建築物や、省エネ機器の大幅な普及、ビジネススタイル・ライフスタイルの大胆な変革、産業界における自主行動計画の深掘りと確実な実施の措置、更に太陽光発電やバイオ燃料の普及加速化、低炭素な交通システム・まちづくり、電力分野における排出原単位の低減のための原発稼働率の向上などを挙げております。

これらの対策により排出削減を確実にするためには、総力を結集した国民運動、住宅・建築物の省エネ化やバイオ燃料の普及加速化などに向けた税制のクリーン化、排出量取引など、市場メカニズムを利用した経済的手法、更には必要に応じた規制措置を幅広く検討し、実行していく必要があります。

3 ページの左側。世界の成長セクターであるアジアは、大気汚染、水質汚濁などの公害問題が存在する地域でもあり、また、国境を越えた酸性雨や黄砂、漂流・漂着ゴミなど、共通の環境問題もございます。更には、中国やインドなどにおける温室効果ガスの排出削減という課題。また、今後、温暖化による影響を受けやすい国々も域内に存在しております。

右側ですが、総理の御指示を受けて「21世紀環境立国戦略」の策定に向け検討を進めております。本戦略の課題は、温暖化問題等、現在人類が直面している環境の危機に対応し、その解決を図りながら人間社会の発展と繁栄を目指すために、世界共通の課題である持続可能な社会の構築を図ることです。日本は天然資源に乏しく、狭い国土に人口が集中している、言わば将来の「ミニ地球」であると認識しており、日本で成功した事例は将来世界で成功するといった、いわば持続可能な社会のモデルを示す絶好のフィールドであると思います。このため、我が国が持っている「強み」、例えば世界最先端の環境・エネルギー技術や環境保全に関わる豊富な人材などを原動力として、経済成長と地域活性化を実現し、アジア、そして世界に向かって発信していくことで、将来の世界の枠組みづくりに貢献することができると考えております。6月までの策定を目指しておりますので、策定されましたら、また諮問会議で御報告したいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、麻生大臣お願いします。

(麻生臨時議員) この地球温暖化の問題は、若林大臣からお話がありましたように、これは日本にとりまして外交上も極めて重要な課題の一つだと思っております。

京都議定書はもともと日本でスタートさせておりますので、京都議定書の温室

効果ガス 6%削減目標を守るということは、国際公約としては極めて大きいと思っております。非常に条件は厳しい上に、産業界にいろいろ御努力いただいていると思いますが、これは国際公約となっておりますので、実施をしていくということが大事であると思っております。

来年から京都議定書の第 1 次の約束期間が始まるのですが、この期間が終了するのは 2013 年ということになっており、そこからいろいろ国際的な議論が本格化していくと思っております。

日本は来年、北海道の洞爺湖で G 8 サミットを開催し、いわゆるアフリカ諸国の TICAD IV を来年同じ時期に開催するのですが、日本はこれを議長国としてやらなければならない立場にありますので、この責任も極めて大きいと思っております。

将来の枠組みが、これから最も話題になるところだと思いますが、一番大事なことは、中国、インド、アメリカ等々が入っていないことです。世界には 192 か国ありますが、全部の国が何らかの形でこの枠組みに入らなければならないというところが大事なのであり、そのためには途上国に対してもきめ細かい配慮をせねばならないと思っております。

幅広い参加を得るためにはどうすればいいか。そのためにはルールをつくらなければいけないわけですが、日本の場合は資金や技術を生かしたきめ細かい指導や支援が不可欠なのだと思います。同じ途上国の中でも、インドと中国の後ろ側に 100 か国ぐらいがくっついて、自分たちはみんな途上国だという主張をされたらとてもたまらない。そういう国と、中国やインドが一緒の枠などというのは、どう考えてもおかしい。そういった意味では、これらの国々をうまく分断することを戦略としては考えねばならないと思っております。

したがって、そういった国々が日本側につくようにするためには、まだ電気がないところに、はなから電気はだめだなどと言っても通用するはずがありませんから、そういった国々にはしかるべき援助をする。

例えば、タイのように日照時間が多いところには、太陽熱のパネルなどは日本が世界シェアの半分ぐらい持っているはずですから、そういったものを援助する。また、こういった国では間違いなく発電施設が一番古い、一番排ガスの多く出そうなもの、そういうところに設置されますので、そういったところに対して、きめ細かい配慮をする。このようなことをしない限り、これらの国々は枠に入っていない。それが一番大事だと思いますので、そこに資金の枠組みを新たに構築する必要がある。それが、これらの国を枠に入れていく大事なところだと思います。

そういった意味では、単に ODA の名前を付け替えるだけなどという安易な手口ではなく、きちんとしたものをしてやらないと、名前を新しいエネルギー対策用に付け替えたりすると、それまで予定されていたものがなくなるだけですから、これらの国は絶対賛成されません。私どもとしてはそういったところが一番大事なところだと思います。

このような点を考えますと、これは人間の安全保障に関わる大事な点であり、また 1 つの国では対応できないという国の方が多いわけですから、いわゆる省エネ技術といった進んだ技術の話もちろん大事で、これはアメリカといろいろやらなければいけないところです。昨日、総理からも電話していただくなど、いろいろ取り組んだ結果、今、そこそこ事は進んでおります。

同時に、気候変動によってより深刻な打撃を受けるのは、アフリカや、南西アジア、東洋諸国と言われる太平洋の島々など。そういった国々は極めて深刻。

もう一つは、エネルギーのアクセスでいきますと、先ほど申し上げたように、今から発電を始めるような国もありますので、そういった国々の改善を考えなければいけないと思っております。

日本の場合は、幸いにして観測技術、科学技術、省エネ、公害対策など、経験が豊富なところが蓄積されておりますので、そういった官民の優れた技術を生かして「日本らしい」支援をしますということで、うちは EU とは違いますということをしつこく見せることが大事なところです。経済成長と環境は両立するということを私たちは 1970 年代からやってみせたという実績がありますから、こういったことを考えていかなければいけないと思っております。

最後になりましたけれども、日本の場合、どうしても IT に対して協調性というものがあるのですが、このことに関しては、少なくともその人たちは全然知らない分野の話になってきますので、その枠に入れた上で、おたくでやるべきはこういうことかということ、こちらの方から提言することが一番肝心なところで、今までとはやり方を少し変えることが必要なのではないかということをお示し上げて終わります。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、山本副大臣お願いいたします。

(山本経済産業副大臣) 資料を用意させていただいております。

1 ページ目。マイナス 6% の目標達成に向けて、3 点評価すべきであります。

1 番目は、排出量の伸びが著しい業務、家庭部門の排出削減対策です。2 番目は、産業界についてはサービス分野を中心に実施行動計画の抜本的拡充、深掘りが必要だと考えております。3 番目は、自主行動計画の対象にならない中小企業の対策の強化を考える必要がある。今日からそういう検討会も始まります。

2 ページ目。2013 年以降の次期枠組みにつきましては、3 つのキーワードが重要だと考えております。1 番目が、米、中、印等のすべての主要排出国が参加するグローバルな排出削減が必要。2 番目が、そういうことのためにも多様なアプローチが必要。3 番目が、経済成長と両立するようなやり方。今、麻生臨時議員がおっしゃったような日本の経験を踏まえて、経済成長と両立するということをお示しする必要がある。

3 ページ目。産業構造審議会でエコイノベーションの推進ということをお示ししておきまして、これは社会システムの改革まで含めて、技術開発普及と社会システムの改革を一体的にエコイノベーションとして進める必要があるのではないかと、

ということです。そういうことをやっていく必要があると思っております。

以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

では、最後に民間議員から、お願いいたします。

(丹羽議員) 資料「地球環境問題への新しいアプローチについて」を説明させていただきます。

1 番目。京都議定書の目標達成に向けた努力ではありますが、議定書は必ずしも万全なものではないということです。例えば参加国は世界の総排出量の 3 割に留まりますが、地球環境問題の進行を抑えることはもちろん、国際公約の遵守、ポスト京都議定書の枠組み作りでのイニシアティブ発揮のためにも、目標達成に引き続き努力する必要があります。併せて、ポスト京都議定書の新たな枠組み作りに貢献をする必要があります。

産業部門・エネルギー転換部門につきましては、これまでの「自主行動計画」を通じた取組みの強化・拡充を期待したいと思います。

成長と両立でき、日本の強みでもある環境・エネルギー技術の開発・導入・評価を促進する必要があります。また、環境・エネルギー技術の輸出、省エネ型家電・自動車の輸出など、カウントされていない貢献を定量化して、広報に努める必要があります。

歯止めのかからない業務部門・家庭部門については、身近なエネルギーについての省エネ目標の設定や、そのための製品開発など、意識改革をもたらす国民運動の展開が必要であります。各府省には、それぞれいかなる取組みができるか、案を作成させ、競わせていただくということはどうでしょうか。

この一環として、実質的なサマータイムの効果について検証するため、以下のような「エンジョイ太陽」プロジェクトを実施してはいかがかと思えます。「エンジョイ太陽」プロジェクトは、本年夏から実施することにしまして、第 1 に勤務・営業時間を 1 時間繰り上げる。これは時計調整を伴わないサマータイムであります。第 2 は、公的機関が先導し、経済団体等に参加を呼びかける。第 3 に、夜間のエネルギー消費抑制を期待します。政府の決意を示すことによって各家庭での地球温暖化への取組みを呼びかけるということでもあります。第 4 に、残業時間の延長につながらないように、ワークライフバランスの取組みと連携する必要があります。

2 番目は、ポスト京都議定書の枠組み作りのために何をするかであります。

来年の日本でのサミットにおいて枠組みを提示する必要があります。そのために、まず環境問題は全地球的な課題、グローバルインタレストであるとの認識に基づき、枠組み作りのための基本理念を構築する必要があります。

それには「四つの柱」を考えております。第 1 は、地球規模の参加。アメリカ、中国、インド等主要国の参加を得る必要があります。第 2 は、世界全体の排出量を合理的かつ確実に削減することです。第 3 は、ベストプラクティス基準を採用する。これは京都議定書の排出量削減率設定方式には、エネルギー効率を改善す

るインセンティブが欠けているためであります。第 4 は、経済成長と両立させる。

枠組みの「二つの鍵」について申し上げます。1 つ目は、インセンティブを設定する。例えば各国別の目標設定・対応でいいか。あるいは世界的な効率性目標をとるか。世界的な排出権の設定はどうか等について検討する必要があります。2 つ目は、環境技術を活用することです。排出権取引やその他の京都メカニズムの扱い、排出量の正確かつ公平な設定など、新しい枠組みへの円滑な移行のための課題についても検討する必要があります。

以上を踏まえた枠組みづくりのために、関係各府省で案を作成するとともに、早急に「賢人会議」を設置して、年内に提言を要請する必要があります。複数の選択肢の中から、総理のリーダーシップの下で我が国としての案を決定し、サミットに臨む必要があります。

3 番目。地球環境問題への地域協力ではありますが、日中韓で官民共同会議を開催し、地域の共通課題について議論を深め、サミット向けの提言を提出してはどうか。特に日中韓は空気の流れだと言いましても、この環境問題に 3 か国ともに大きな影響を受けるわけです。既に日中韓の民間の会議が行われており、その会議の中でこのような案が出ております。したがって、官も入りまして、提言、実現に向けて努力したらどうか。なお、日本側の代表は、中曽根元総理がやっておられます。

私からは、以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、自由に御議論をお願いいたします。

伊藤議員、どうぞ。

(伊藤議員) 環境問題がグローバルな問題であるというのは、幾つかの資料で御指摘されたとおりです。したがって、アメリカ、中国、インドが参加しない枠組みでは、幾ら参加国が努力したところで、グローバルな環境問題は解決できないわけです。こういったグローバルな枠組みを作ることが非常に重要であるということが言えます。ですから、ポスト京都に向けては、これが最大の問題になります。

2 番目に、削減をしていく場合には、インセンティブが必要です。省エネ技術が採用されるというインセンティブ。それを開発するインセンティブ。その開発されたものを使う、買いに来るといったインセンティブがなくていけない。動機づけが必要になってきます。幾ら静止運動を展開したところで、それは技術開発にはつながらない。

3 番目に、削減というものを担保することが必要です。自動的にこれが達成されるという努力が強制されるということが必要だと思います。

4 番目に、エネルギー効率がいい技術を持っている会社、国が評価される必要があります。したがって、この点では日本が先進国ですから、これが評価される。日本のものが使われるようになり、日本の技術を買ってくるといったことが、そのメカニズムの中に組み込まれている必要があります。

具体的な提案としては、やはりグローバルな排出権の設定と、その取引といっ

た枠組みを日本が提案していただきたい。今回は議事要旨を直ちに公表しないのですから、大胆な提案をさせていただきます。

例えば、なぜ排出権が重要か。なぜ総量規制ではいけないのかということです。例えばA社、B社の2社あったとして、これは2か国でもいいのですが、今は10単位ずつ炭素を排出しているという場合に、1つの会社が100万円で1単位減らせる。もう一つの会社は300万円で1単位減らせるという技術を持っていたとします。各社にキャップをかけて9単位にしなさいということをする、1つの会社は100万円かけて9単位を達成する。もう一つの会社は300万円かけて9単位を達成します。これをその排出権取引を認めることにすれば、より技術を持っているA社が2単位減らして、そのうち1単位を別の会社に売る。これにA社は200万円で2単位を減らして、そのうち1単位をB社に売る。B社は自分では削減しないのだけれども、10単位のまま排出権を1単位200万円で買ってくるわけです。そうすると、B社は300万円かかったかもしれないところを200万円で済む。100万円得するわけです。A社は200万円かけて2単位減ったうち、1単位をB社に200万円で売っている、100万円得をするわけです。両方の会社が100万ずつ得をして、9単位を達成する。つまり、社会的に一番効率的な削減の仕方をする事ができる。

これは会社の例を出しましたが、国でもそうなのですね。中国と日本で考えれば、中国があのようなエネルギーの使い方をしていて、日本の技術を中国が買いにきて、そのエネルギー効率のいい技術を中国が使うようにする。使わざるを得ないような仕組みを考える。これが重要だと思います。

これはグローバルな排出権の設定という方式で、これ以上、具体的な話はしませんが、大阪大学の西條先生が、こういったグローバルな環境権、排出権の設定と、そのシミュレーションをしています。シミュレーションをした結果、日本は決して損をしないという結論を導いておりますので、興味のある方にはもう少し詳しく御説明したいと思います。

したがって重要な点は、そのインセンティブを付けて、一番省エネ技術を持っている、その技術が世界的に使われるようにするという事です。これは環境ビジネスにつながってきて、省エネ技術を持って日本は必ず得をするということだと思います。したがって、環境保険の設定、環境保険取引にアレルギーを持っていただきたくないのです。これは日本にとっても決して損な話ではないと思いますので、是非、御一考をいただきたいと思います。

(大田議員) どうぞ。

(丹羽議員) 参考までに最近の動きを御紹介したいのですが、世界の排出権の購入国です。日本が29.8%、イギリスが24.7%、オランダが8.3%、イタリアが7.8%という状況です。

売っている方の国は、中国が41.1%、ブラジルが13.9%、インドが13.9%、韓国が10.9%になります。これだけ排出権を出しながら、中国が一番の売り手なのです。圧倒的な売り手です。圧倒的な買い手は日本と英国。

こういうことを考えると、この排出権について、果たして中国の売っているも

のは何らかの担保を持って買えるかという問題がやはり1つ残っています。

だから、日中韓で私が申し上げたように、官民が共同してこの問題をどう取り扱うか。つまり酸性雨は全部日本に流れてくるのです。北陸などの松が枯れるとか、そういうことも言われています。

中国の高官と最近会いましたが、環境問題について何を言っているかというところ、CO₂についてはノット・シリアスなのですね。彼らが言っているのは、ごみと汚水と脱硫です。これについて、日本の技術協力を是非お願いしたい。CO₂の排出を抑えるための技術協力と言っていないのです。彼らは売っているわけですから。

この辺のところは日中韓の中で、民間の方は割とこの排出権を抑えようという動きがありまして、日中韓賢人会議の中でほぼ合意ができつつあるので、官も入れまして、これは是非お願いしたい。

なお、日本は年間でこの潜在的なCO₂排出量というのは、1億2,600万トンです。これを工程表を作って数値化して、何年後にはこれぐらいに抑えるというようなことをやっていく必要がある。

なお、日本の排出量は企業と公共部門が80%、家計が20%と言われています。特に日本の発電所です。大きな工場、特に鉄鋼関係は日本の排出量の60%を占めている。かなり努力をしていますが、経済成長の過程でやはり、あるいはまた原子力の問題がありまして、石炭火力に相当傾斜をしましたので、最近のデータがこういう数字に出ているという現状があります。やはり私は、東アジアの3か国が共同で何らかの提言を、是非サミット前、年内に総理に提言する必要があると思っています。

(大田議員) 御手洗議員、どうぞ。

(御手洗議員) 先ほどから出ているとおり、現在、京都議定書が十分機能しないのは、全排出量の30%程度の国々しか義務を負っていないことが挙げられる。これでは、不公平であるばかりか、本来の目的である世界全体の排出量の削減には結びつかない。そういうことを踏まえて、やはり我々は京都議定書を十分に反省しなければならない。これまでの国別に排出量を割り当てる方式では、世界経済を主導する成長分野に厳しい制約を課すことになりかねませんし、各国、各企業がCO₂の排出量削減に向けて、省エネ等の技術開発に取り組み、エネルギー効率を高めようとするインセンティブも十分に働かないおそれがあります。

そういったことから、新しい枠組みでは、エネルギーの消費単位を目標に掲げて、トップランナー方式を導入することが優れていると思います。トップランナー方式を基本にして、この枠組みの中で技術開発へのインセンティブが加速され、中長期的にCO₂の排出量を削減するための革新的な技術が生み出されることこそ、世界全体の進歩に役立つと考えます。基本的には全世界が参加する枠組みをつくり、また、経済成長とCO₂の排出量の削減とを両立させる形でやっていきたいと思っています。

(大田議員) 山本副大臣、どうぞ。

(山本経済産業副大臣) 排出権の問題ですけれども、世界政府があり、こうしなけ

ればいけないということがはっきり決まっていれば強制できるのですが、そういうわけにはいかないわけです。京都議定書がよく働かないのは、そういうことで強制できない。その前提で排出権をやると、逃げたところが得するわけですから、これは難しいのではないかという気がしております。

したがって、最初におっしゃったように、インセンティブが働くようなものを考えなければならない。これは、今、御手洗会長がおっしゃったように、セルフプレッジ、そしてセクター別の基準など、そういうことでまずやりましょう。甘利大臣がよく言われますけれども、まず最初に入ってもらうことが一番大事で、最初から熱いお湯に入れとカエルに言ったら、すぐ逃げてしまう。だけれども、ぬるま湯から入ってだんだん温めていけば抜けられなくなってしまう、そういうやり方の方が現実的ではないかと思えます。

(大田議員) まず八代議員から、どうぞ。

(八代議員) 今、山本議員が言われたのは、実は逆に悪い例えとして、ぬるま湯にカエルが入っていると構造改革をしないまま、ずるずると死んでしまうと伝えられており、今回もまさにそうだと思います。やはり排出権の取引というのは、世界政府がないわけですが、なくても各国が自発的にCO₂等を減らすことによって利益を得るというインセンティブメカニズムを作ることが、排出権取引の考え方であります。強制ではなく自発的にやる。つまり、中国等が売っているだけで何も技術開発をしないという意見もありましたが、この枠組みに入れば、更に日本から技術を買って中国のCO₂を減らすことによりもっと余分な排出量を日本など他の国へ売れるわけですから、彼らが自ら省エネ努力をするインセンティブをつくり出すことが実は一番大きなポイントでして、そのときは当然ながらトップランナー方式、消費単位を効率化するものと結び付けられます。ですから、強制ではなくて自発的にこういうところに入れるメカニズムを日本が主体となって提言する必要があるので、やはり排出権の取引が一番重要ではないかと思えます。

それから、先ほど麻生大臣が言われた点で、もちろん途上国に対する支援は非常に重要なのですが、排出権取引自体が実は先進国から途上国への自動的な所得移転を伴います。地球環境をより多く汚している先進国が、まだ汚していない途上国に対して自動的に汚した補償という形で途上国から排出権を買うということは、ある意味で先進国から所得移転が行われるということです。そういう自動的な所得移転のメカニズムが大事ではないかと思えます。

「進路と戦略」でも決定しました予算編成の原則にありますように、新規の歳出は原則として既存のものの削減で考えるべきである。ODAの予算の中でも、選択と集中によって、より環境ODAが重要であれば既存のODAと組み替えていただくことが大事ではないかと思っております。

(大田議員) 若林大臣、どうぞ。

(若林臨時議員) まず日中韓の環境協力のお話ありがとうございました。日中韓の環境大臣会合というのは、かなり回を重ねておりまして、去年は中国が担当で私も北京へ

行ってまいりました。今年は日本が担当で、日中韓環境大臣会合は日本で開催いたします。年一遍、定期の会合をやるほか、実務者レベル、局長レベルで項目を決めて、実務者で協議していくことを昨年合意しました。第1回は水でやってもらいたいという中国の意向がありまして、水でやります。韓国の方は、いわば廃棄物のリデュースというか、それを減らしていく技術の点で協力したいといったようなことが具体的に出ております。

御提案の、日中韓が新しい温暖化対策について何らかの結び付きを強化しながら日中韓、アジア型の提案ができればいいな、という意味で、環境大臣のレベルではなくて、もう少し広げたレベルでそのような協力関係をつくるということは検討に値するのではないかと思います。

なお、排出権取引については、既にそれぞれ御意見が出ておりますので、政府部内でも非常に議論の分かれるところでございます。まだまだ調整が必要ですが、経済産業省と経団連と環境省の局長、部長クラス、実務者クラスが吳越同舟でEUとイギリスに調査団を先般出しました。1週間ほど行ってきたわけですが、EU、英国の担当者との間で忌憚のない疑問を出し合い、それぞれの官民に意見を聞いてきたのですが、EUや英国の方は、いろいろな問題はあるけれども、官民ともにLearning by Doing、やりながら学んでいくという段階にある。実施しながら改善していくことが必要。産業界も温暖化対策を行うという立場に立って考えたら、これは最も効率的な手段が排出量取引だったのかなという回答が出ていたようでございます。

既に実施しているEUや、これから導入しようとしている米国の各州で検討が進んでおりますが、導入を求めているアメリカの連邦議会、あるいはアメリカのGM、GE、アルコアなどの主要な民間企業などは、指摘されている問題を承知の上で、なお導入を検討していると承知しております。

そういう意味で、メリット、デメリットはいろいろございます。整理をすると、メリットが大きい。しかし、デメリットもある。そういう問題をどう乗り越えていくかということは、工夫をしなければいけないのではないかと考えております。

(大田議員) では、麻生大臣どうぞ。

(麻生臨時議員) 今の排出権取引の話ですけれども、儲けた金を環境に使っていただけの保証はないのです。どこかに入ってしまうかもしれないのだから、その保証まではきちんとしてもらわなければいけない。中国はきちんと査察などはさせてくれるだろうか。私はそこをいつも言うのです。ですから、我々が出した分にはきちんとやってもらいますというチェックができません。ただ、入ってしまった。その金がどこに散ってしまうか分からない国もあるわけですから、それらの国にどうされるかということをしちんとしないとなかなか作動しないところが、我々が一番頭の痛いところです。

(大田議員) 時間が迫っておりますので、一言でお願いします。

(尾身議員) いろいろ言いたいことがあります。

1つ目は、今度のポスト京都プロトコルは、米中印を含むすべての国が参加す

るということにしなければ、人類の問題として温暖化の解決にはならない。ですから、それが大前提だと思しますので、ここは是非実現していただきたい。したがって、枠組みについても、そのメンバーを入れた中で合意するという枠組みを最優先で考えないといけない。CO₂の30%しかカバーしない京都議定書でやるのは、CO₂問題の解決には全くなならないということ、人類全体が認識しなければいけないと思っております。

2つ目。排出権の基本的な考え方としては、各国に排出の義務を数値的に割り当てて、義務を割り当てられたところが、自分のところは義務を果たせないから権利を売ってくれということであります。例えば中国は排出を削減する義務がないのに、その国にお金を渡したら、日本がCO₂を余計に出していいなどという排出権のルールは、基本的な排出権という考え方からして矛盾している。だから、世界各国はどこまでCO₂を出していいかという義務を国際的に決めて、その義務の数字のやりとりをするなら排出権と言えますが、何もやらない中国にお金を渡したら排出権があったなどというのは、フレームワークそのものが基本的に排出権の考え方を間違えていると思っております。この点は抜本的に考え直さなければならぬと思っております。

3つ目は、麻生大臣の言われる発展途上国を支援するという考え方はいいのですが、初めに特別枠ありきということではないようお願いをしたい。もう一つは、このときに環境CO₂問題を解決するかぎは、原子力を平和利用の下で、また安全性を確保する下で、どうしても世界全体としてその方向にいかなければならない。そうでないと、CO₂の問題は解決できないということ、世界全体の世論にしていきたい。今私は、次のサミットのときの総理のリーダーシップという点ですべての意見を申し上げております。日本が原子力をやらないのは、アメリカがやらない、ヨーロッパがやらないといった世界的な世論の影響が非常にあると思しますので、人類全体としてそういう方向にいかないと、このCO₂問題は解決しないということでありますから、是非お願いしたいと思っております。

4つ目は、日中韓で提言をするのは、現実的には非常に難しいと思っております。なぜかといえば、中国の言うことは必ず、自分たちは生活水準が低いので一人当たりの排出量は日本が多いのではないかと、ということ。だから、中国のような発展途上国には、これからもっとCO₂を出す権利を認めろと言うに違いない。したがって、日中韓の三国で合意した内容をサミットに持っていくということは、実際にはできない。むしろ、三国で合意したことでなく、世界人類全体を考えた考え方でサミットをリードしなければならない。そういう意味では、中国・韓国と一致した考え方は、人類全体の普遍性のあるような結論は出ないと思っております。そういう現実を踏まえて話し合いをするのは構いませんが、サミットにこの三国から安倍総理が持っていかれるのは、現実問題では非常に難しい。必ずしも適当でないと思っておりますので、その点だけは申し上げておきます。

(丹羽議員) 要するに、京都議定書と同じコンセプトでは絶対に解決しない。全く違うコンセプトを提案しなければいけないということです。京都議定書では、全

く解決の道はありません。

(大田議員) 時間が迫っていますので、20秒ぐらいでお願いします。

(伊藤議員) グローバル排出権というのは、まさに尾身大臣のおっしゃられたことを実現するものですから、その総量で担保しています。

山本副大臣が言われたことは、もうEUが実践しております。ある政府が排出権を決めてそこから先を取引するというのは、EUができて日本やアメリカができないわけではないので、それを各国がやった上で、更に国際的な取引を認めれば、これは事実上グローバルなメカニズムになります。

麻生大臣の言われた点ですけれども、儲けたお金はバックすればいいわけです。所得分配の問題を資源配分の問題から切り離すことは十分可能ですから、一番省エネに努力したところが得をするというメカニズムにすることができて、これは必ずしも環境に使われる、使われないという問題ではなく、環境の排出権取引の中で使うということが十分できます。

若林議員は、恐らくEUのシステムを勉強されてきたということですから、ある時点で説明いただければ、今言ったようなことの疑問が全部解消すると思います。

(丹羽議員) これだけ意見が多いですから、賢人会議を作って、いろいろな有識者の意見を聞いてまとめないと、何もまとまらないと思います。賢人会議を設置して、提言をお願いしたいと思います。

(大田議員) 一言でお願いします。

(山本経済産業副大臣) EUは成功しているというけれども、この前アメリカへ行ってアメリカの議員と議論したところ、EUは大失敗していると彼らは言っていました。うまくいっていない。

(伊藤議員) それは価格が暴落したということだけをとらえて失敗したと言っているのですけれども、その枠組みとしては、1つのモデルを提示しているということだと思います。

(大田議員) まだ御議論はいろいろあると思いますが、一応これで終わりたいと思います。

今日のいろいろな御提言は、盛り込めるものは「骨太の方針」の中に盛り込むという方向で調整したいと考えています。

では、総理からお願いいたします。

(安倍議長) 京都議定書の反省点から、米国、中国、インドといった主要な排出国が参加しなければ実効性がないという認識においては、大体世界で共有し始めているのではないだろうかと思います。

1月に欧州諸国を訪問した際にも、ポスト京都の枠組みについては、こうした主要排出国、また途上国が参加する枠組みをつくっていきたい。日本もその中において役割を果たしていくという話をいたしました。大体、イギリスもドイツもフランスもベルギーも、またEUもそういう考えに同調したわけですが、その中において温家宝総理が来日をした際に、こうした枠組みを作ってプロセスに参加

するということで、中国もコミットいたしました。

先般、米国において首脳会談をやった際にも、この気候変動に関する日米の共同声明を出した。これは、今までこういう温暖化や気候変動という言葉自体に非常に強い抵抗を感じていた米国と共同声明をつくることができた。そして、日米 2 国間の気候変動に関するハイレベルの協議を更に高め、強化をしていく。そして、6 月の G 8 サミットの前に、高官からなる代表団を日本に派遣するというのを紙で約束をされたわけでありませう。

昨日もブッシュ大統領と電話会談を行い、この気候変動について考え方を述べさせていただきました。だんだんそうした枠組みについての理解が出てきたのですが、しかし、そこで日本の立場はどういう立場かと言えば、やはりまさに日本こそアメリカをこの枠組みに連れてこられる立場にある。インドに対しても、中国に対してもです。この日本がイニシアティブを発揮するチャンスでもあるのですが、それと同時に、そういう大きな責任もあるのではないかと思います。

その中で今日御議論をいただいたわけでありませうけれども、主要排出国がしっかりと参加する。そして、経済成長と両立をする。真に排出削減につながるという基本的な考え方に基づいて、省庁が一致団結して日本提案の具体的検討の加速をしていただきたいと思います。今度のハイリゲダムサミットにおいて、これはかなりの議論になると思いますが、ここで日本もある種のこのイニシアティブをとりながら方向性を示して行って、来年の日本でのサミットにつなげ、そしてそこで成果を上げていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、こうした中で議論をリードしていくためにも、この京都議定書の目的達成。これは、確かに日本にとっては非常に厳しい目的であるのは事実でありませうが、そのためにも、国民運動を起こしていく必要がありますので、各省庁で検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、資料は回収いたしますので、お願ひいたします。

それから、この部屋におられる皆さん、対外的には非公開ということで、くれぐれもよろしくお願ひいたします。

では、麻生大臣、若林大臣、今日はどうもありがとうございました。

(麻生臨時議員、若林臨時議員退室)

(大田議員) それでは、次の議題に入ります。柳澤大臣が入室されるまで、しばらくお待ちください。

(柳澤臨時議員入室)

(大田議員) すみませう、お待たせいたしました。

それでは、社会保障制度改革について審議いたします。これも討論時間を長く

取りたいと思いますので、恐れ入りますが、御説明は5分程度でお願いいたします。

まず、柳澤大臣からお願いいたします。

○社会保障制度改革について

(柳澤臨時議員) それでは「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラムについて」御説明をさせていただきます。

医療・介護サービスの質向上・効率化プログラムにつきましては、まず、冒頭「策定趣旨・目標期間」が書いてございます。

本プログラムは、必要な医療・介護サービスの確保と質の向上を図りながら効率化を目指すものでありまして、目標期間は基本的に平成20年度から24年度までの5年間とし、可能な限り定量的な指標を盛り込んでおります。

次に「具体的取組の概要」として、5つの観点から合計20項目の政策について、主な目標あるいは指標と政策手段をお示ししております。

「(1) 予防重視の観点」から、まず「1. 生活習慣病対策の推進」について、平成27年度までに、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を25%減少させることを目標に、新健康フロンティア戦略に沿って国民運動を展開するとともに、特定健診・特定保健指導を推進することとしております。

「2. 介護予防の推進」につきましては、平成26年度までに要介護者の割合を、現在の「7人に1人」から「10人に1人」に減少させることを目標とし、予防事業を行うこととしております。

「(2) サービスの質向上・効率化の観点」から、「3. 平均在院日数の短縮」について、平成27年度までに、全国平均と最短の県の差を半分にすることを目標として、医療費適正化につなげることにしております。「4. 在宅医療・在宅介護の推進と住宅政策との連携」につきましては、医療と介護の両面で在宅でのケアを重視することとし、このため国交省とも連携をして、そのための受け皿の住宅の整備を進めることとしております。「5. 往診・訪問診療、休日・時間外診療の重視、診療所と病院の役割の明確化」につきましては、開業医を中心とした総合的な診療能力を持つ医師の養成と、地域医療機関の連携体制の整備を進めることとしております。「6. EBM (Evidence-based-Medicine: 根拠に基づく医療) の推進、医療の標準化」につきましては、EBMに基づきまして、総合的な初期診療ガイドラインの作成などを目標として、EBMの一層の理解や定着を進めてまいります。「7. 重複、不要検査の是正や健診の標準化」につきましては、例えば血液検査の測定値の標準化を目標とするほか、IT化などによりこれを進めることとしております。「8. 後発医薬品の使用促進」につきましては、平成24年度までに、後発医薬品のシェアを現状から倍増の30%以上にすることを目指し、処方せん様式の在り方の検討などを進めてまいります。なお、30%という数字は、後発医薬品のある医薬品を分母にしますと、処方の半分以上が後発医薬品ということでございまして、間違いのない御理解を賜りたいと思います。「9. 不正な保

険医療機関、介護サービス事業者等への指導・監査の強化」につきましても、具体的な目標を掲げておりますが、特に介護サービス事業所への指導監査は大切であると考えております。「10. 医師・看護師等の医療従事者等の役割分担の見直し」につきましても、これは特に病院勤務の医師ですが、医師の業務負担の軽減などの観点から、見直しを順次実施することとし、平成19年中に一定の結論を得ることとしております。

「(3) 診療報酬体系等の見直し」でございますが、これはいつもの定期的なものでございまして、特に包括支払いにつきましては、平成24年度までにDPC支払い対象病院数を3倍増の1,000にすることを目標としております。

「(4) 国民の利便性向上の観点」から、「15. 健康情報の効率的な利活用等のためのIT化の推進」「16. 健康ITカード（仮称）の導入に向けた検討」についてでございます。これは、「情報化グランドデザイン」に沿ってレセプトオンライン化などの医療のIT化を積極的に進めるとともに、健康ITカード（仮称）につきましても、成長力加速プログラムにも示されておりますが、平成19年中を目途に、社会保障全体を視野に入れたシステムの基本構想などについて検討を行い、導入に向けた結論を得ることとしております。

「(5) 国民の安全・安心を支える良質かつ適正なサービスの確保の観点」からでございます。「17. 医師確保対策など地域医療提供体制の整備」につきましては、医師の偏在に対する拠点病院づくり等、医師確保対策を着実かつきめ細かに推進するとともに、医療計画を通じた医療連携体制を構築してまいります。なお医師確保につきましては、与党におきましても議論が開始されておまして、その結果も踏まえて取り組む必要があると考えております。その際には、そのための予算の確保が必要であることを御留意をお願いしたいと思います。「18. 患者に対する医療情報の提供の推進」としては、全都道府県において、地域住民に対するインターネット等によるわかりやすい情報提供を実施してまいります。「19. 医療・介護の安全体制の確保」につきましては、平成19年度中に死因究明制度等について結論を得ることを目標としておりますが、このほか医療従事者や介護専門職の資質の向上などを進めてまいります。「20. 公立病院等の果たすべき役割を踏まえた重点化、効率化」につきましては、これまで救急医療や僻地の医療を始め、公立病院等は大きな役割を果たしてまいりましたので、それを踏まえ、新たな医療計画制度を通じ、拠点病院と地域の医療機関の機能分化・連携の取組を推進する中で、総務省とも連携して取り組んでまいりたいと思います。

最後に、このプログラムに掲げた取引の着実な実施を図る観点から、PDCAの下に検証を行い、必要に応じ政策手段の見直しを行うこととしております。なお、PDCAの結果につきましては、適切な機会をとらえて、諮問会議にも報告することとしたいと考えております。

「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラムについて」は、以上でございます。

(大田議員) ありがとうございます。引き続き「革新的医薬品・医療機器創出のた

めの5か年戦略について」の御説明をお願いします。

(柳澤臨時議員) それでは、資料「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略について」も併せて御説明させていただきます。

これは、総理の所信表明演説、さらには施政方針演説におきまして、総理が非常に強調された点を受けまして、私どもこのような戦略計画を練らしていただきました。特に今日は甘利大臣と伊吹文科大臣にも加わっていただきまして、官民対話を行い、産業界などの関係者の御意見も伺った上で策定いたしました。3大臣が一緒になった官民対話を受けて、私が発出したものもございまして、3省が連携の下に、この問題を取り組んでおります。

医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化するためには、基礎研究から製品化の段階まで、一貫した政策による支援を行うことが重要であります。産業界の方々からも、3省連携して是非取り組んでほしいとの御意見をいただいております。戦略の詳細につきましては、資料をご覧くださいと思いますが、基本的に世界最高水準の医薬品・医療機器を国民へ提供するという目標、もう一つは、医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引役に導くという2つの目標を掲げまして、この戦略の実現に向けて全力で取り組みたいと考えております。

研究資金、税制の拡充を始め、戦略を実行していくためには、政府一体となった取組が必要であると考えておりますので、予算面等においても御理解、御支援をお願い申し上げます。

私の説明は、以上でございます。

(大田議員) ありがとうございます。急がせてしまいまして、申し訳ありません。

それでは、民間議員からお願いします。

(八代議員) それでは、民間議員ペーパー「社会保障改革について」を御説明させていただきます。

まず、柳澤大臣におかれましては、短期間のうちにこれだけ多くの具体的なプログラムをまとめていただきまして、感謝申し上げます。医療の質向上と効率化を両立させるためのプログラムを、今後着実に推進していただけるということが、非常に大事ではないかと思っております。ただ、その目標を実現するためには、より具体的な制度改革に落としていくことが大事でありまして、その意味でもその中身を年中にできる限り早く示していただきたいと存じます。

やや細かいことですが、後発医薬品の割合は現状を倍増するという事になっておりますが、非常に御苦労されていることはよくわかるわけですが、諸外国の割合を見ますと、例えば一番低いドイツでも41%でありますので、30%といわず、もう少しドイツ並みの水準を是非お願いしたい。

DPCについても、拡大の努力はしていただいているのですが、本来はDRGといえますか、1日単位ではなくて疾病当たりの定額が望ましいのではないかと。そのためには、その途中段階として、DPCの対象病院を更に拡大していくことが大事ではないかと考えております。

このプログラムの実施に当たっては、外部有識者の参加も得て定期的の実現を

検証した上で、情報開示し経済財政諮問会議に御報告いただければと思います。

残された課題ということでございますが、民間議員ペーパーで当初お願いした中で、2つほどお答えいただかなかった点がございます。特にその中で保険者による医科レセプトの直接審査の解禁について。これは実は規制緩和ではなく、元々、医療保険法ではお金を払う保険者がレセプトを審査するということが明記されているわけでありまして。その法律どおりに是非速やかに実施していただきたいということでございます。

総務省におきましては、公立病院の徹底的な改革に着手し、本年中に改革の方向性を是非示していただきたいということでございます。特にこの中で経営形態の見直しということではありますが、民間への業務委託、指定管理者制度の活用というような、民間中心の改革を是非お願いしたいと考えております。再編ネットワーク化では、関係省庁や総務省が支援すると書いてあるわけですが、既に自治体の一般会計から多額の繰り入れがなされているわけですので、その支援の合理化を通じて、単なる助成にならないようお願いしたいと思っております。

2番目の「社会保障個人情報システム構想の実現」についてでございます。国民が自らの年金・医療・介護等の負担や給付の情報を入手・管理できるように「社会保障個人情報システム」を構築する必要があります。このため、IT戦略本部が示しました「社会保障電子私書箱（電子情報アカウント）」あるいは「健康ITカード（仮称）」の2010年頃の実用化を目指して、政府全体として効果的・効率的な取組を行うこととし、そのための工程表を是非年内に作成していただきたいと思っております。

最後に、ここが一番大事な点でございますが、歳出改革への取組としては、先ほどのプログラムを踏まえまして、年内に「基本方針2006」に定める削減目標を確実に達成するための道筋を示していただきたいと思っております。

社会保障の歳出改革を考えるに当たりましては、前の諮問会議でもお話しいたしましたように、歳出の構造自体に踏み込む必要があります。例えば今後必要とされる少子化対策等の費用は、高齢者対策の費用を削減して回すといった、抜本的な改革も是非御検討いただきたいと思っております。

2ページにあります民間議員の試算の内、例えばレセプトの完全オンライン化による事務費の削減というのは最小のものでございまして、下の（注）に書いてございますように、当然ながらオンライン化の効果としては、この他に診療報酬支払期間の短縮化による効果、レセプトデータの分析・活用による効果があり、より大きなものが、ここでは試算はできませんが含まれていることが大事ではないかと思っております。

以上でございます。

（大田議員） それでは、菅大臣からお願いします。

（菅議員） 資料「公立病院改革について」の1ページをお開きいただきたいと思っております。

現在の自治体病院は、地域の公的な基幹病院として、あるいはへき地医療など

を担っていますが、採算性の確保が非常に難しい状況になっております。近年赤字の増加、あるいは医師不足が非常に深刻で、極めて厳しい状況になっております。その中で、公立病院改革について御説明をさせていただきたいと思っております。

改革は、3つの視点を一体として取り組む必要があると考えております。1つ目は、経営の効率化であります。給与・定員管理の適正化、経費の節減合理化等であります。2つ目は、再編・ネットワーク化であります。基幹病院とサテライト病院・診療所間の機能分担を徹底するということでもあります。3つ目は、経営形態の見直しであります。八代議員から指摘がありましたように、民間的経営手法を積極的に導入していきたいと思っております。

この3つの改革の視点に立って、国のほうでガイドラインを是非作らせていただきたいと思っております。各自治体におかれては、これを踏まえつつ経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定していただき、地域医療を確保していきたいと思っております。そのためには、関係省庁との連携、あるいは経営アドバイザー等の助言、そして都道府県の積極的な参加、こういうものを行っていききたいと思っております。

2ページ目。例えば青森県のむつ総合病院は、改革によって職員の給与比率が平成13年度の56.6%から平成17年度には52.1%にもなっていますし、平成20年度には51.1%に抑制しようということになっております。山形県の置賜病院組合は、再編前に812床あったものが680床になりましたが、基幹総合病院をつくった上で再編して地域にも従来どおりの医療提供ができるということで、大きな効果を上げております。こうしたことを目指して、全国で改革に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

官房長官、お願いします。

(塩崎議員) 資料「新健康フロンティア戦略～健康国家への挑戦～(概要)」が、お手元に配布されております。新健康フロンティア戦略につきまして、昨年11月の諮問会議で、賢人会議の設置について紹介させていただきました。これは、その後内閣特別顧問の黒川清座長の下で熱心に御議論をいただいて、4月18日にまとめたものでございます。

この戦略は、国民の健康寿命を伸ばしていくために、予防を重視した健康づくりに向けた国民運動や技術のイノベーションなどを通じて、すべての国民が充実した人生を送ることができるように支援して、健康国家の創設に向けて挑戦していこうというものでございます。そのためには、1ページの図にございますように、国民が自ら健康づくりに積極的に取り組む分野として、木の幹のところに書いてある子どもの健康力、女性の健康力など、9つの分野にわたる力を付けることが重要です。これらの対策を支援する家庭力、地域力、研究開発力など、根っこの部分にある3つの力を高めていく必要があると考えております。

今回の提言の内容は、先ほど柳澤臨時議員から御報告のございました、医療・

介護サービスの質の向上・効率化、あるいは革新的医薬品・医療機器の創出とも密接に関連しております。今後、健康大使の任命など、国民運動の実施を政府全体として強力に展開するとともに、骨太の方針に本戦略を反映させ、政府としての具体的な実施計画を策定することによって、本戦略の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、御自由に御議論をお願いいたします。丹羽議員、どうぞ。

(丹羽議員) 例えば公立病院の改革ですけれども、公立病院は建設以来時間が経ち、耐震基準上問題があるものが結構多くなってきておりました。この面からいいますと、建設に当たって役割分担を踏まえた効率的な配置は勿論必要ですけれども、低廉で良質な公共サービスの提供という観点からいいたしても、先ほど菅大臣が指摘されたとおり経営形態の見直しが必要です。特に P F I や指定管理者制度、民間の資金やノウハウの積極的な活用を図る必要があるのではないかと。

もう一つは医療経営の効率化ということですが、この分野は市場原理がほとんど機能しない分野でありまして、民間部門においても病院の経営は通常の企業経営と異なり、コスト意識がほとんど認識されていないわけでありまして、とりわけ新薬や医療機器開発ではイノベーションが創出されにくい状況であります。それが高コストの基本的な背景でありますから、運営においても民間的経営手法を導入すべきである。

後発薬、ジェネリックの使用促進でありますけれども、このジェネリックの使用促進は、勿論数量的には出ておりますけれども、価格が下がらない。要するに先発薬の投資回収が確保できないということで、日本での新薬開発がますます遅れているし、価格が高止まりしております。後発薬対策の導入と並行し、治験や承認審査の期間、コストの短縮、開発促進の薬価制度の確立の対応を急ぐべきではないかと。折しもアメリカでも有名ブランドの薬が、あと 3 年、4 年で特許がほとんど切れまして、ジェネリックが猛烈な勢いで出てくる。特にウォールマートが猛烈な勢いで下げて、もうアメリカで販売し始めています。次々とスーパーがそれに乗っているわけでありまして、日本においても先発の薬の特許が切れる時期が 3、4 年で来ると思っていますので、これに対してコストを下げていくという努力を是非していただく必要があるだろうと思っております。

(大田議員) 御手洗議員、どうぞ。

(御手洗議員) この医療のコスト削減についてですけれども、2008年に実施される診療報酬の改定は、今後の抜本的な医療改革をうらなう試金石になると思っております。まず診療報酬全体の水準について、市場動向や国・地方自治体の厳しい財政状況などを十分に踏まえて、厳しく見直していく必要があると思っております。

また、その際に包括払い制度が非常に有効だと思うのですが、単に対象病院の拡大にとどまらず、一入院当たりの包括払いや外来診療への拡大等々の、より根本的な改革を是非検討していただきたいと思っております。

特に、2008年度から導入される後期高齢者医療制度については、今後高齢者医療を中心とした医療費の増大が見込まれていることでもありますから、導入の当初から包括払いを基本とした制度設計を考えることが大事ではないかと思えます。

さらに先ほど丹羽議員が述べられたように、医師の確保対策など地域医療の体制整備やジェネリック医薬品の普及と新薬開発の促進など、医療制度改革の重要政策とも十分に整合性の取れたメリハリのきいた診療報酬制度を検討していただきたいと思えます。

以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

伊藤議員、どうぞ。

(伊藤議員) 後発医薬品の普及についてですけれども、これは間違っていたら教えていただきたいのですが、私の個人的な体験では、クリニックに行ったときにある項目をチェックすると後発医薬品をまず探します、ということになっていると思えます。これを逆にしたらいいと思うのです。チェックしなければ後発医薬品が出る。チェックしたらブランド品に固執する。デフォルトを逆転すれば、かなり普及が進むと思えます。それを国立病院や公立病院あたりから始めてみる。特区をつくって実験してみて、どれぐらい削減できるのか。デフォルトを逆転するという発想が有効かと思えます。

以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

丹羽議員、どうぞ。

(丹羽議員) 自己負担部分のみを医療費として認識する傾向があるわけですが、高齢者の社会保障費を正確に認識していただく観点から、領収書に自己負担額だけではなくて、医療費総額を表示してはいかがか。現在こんなにかかっているということを。

(大田議員) 出ていると思いますが。

(丹羽議員) いや、まだやってないと思えます。その意識改革を図っていく必要があると思えます。

(大田議員) どうぞ。

(伊藤議員) 診療報酬の改定に当たっては、足りないと言われている分野、小児科医、あるいは産婦人科医という分野につき、是非手厚くしていただきたいと思えます。

(大田議員) 柳澤大臣、幾つか具体的な発言もありましたが、いかがでしょうか。

(柳澤臨時議員) 御発言に関しまして、私の発言をお聞きいただきたいと思えます。

プログラムにつきまして、平成19年中に制度改革の内容を示すべきとの御意見がありましたけれども、私どもといたしまして最大限努力をして、いろいろな数値目標等を盛り込み、これに基づいて改革を進めようということで、その検討期間等についても明示をしております。そのまた前倒しで、その内容を示せということになりますと、これはどこまで進んでいくのかということになりかねないと

思います。何回もここへ来て改革のスケジュールをお示ししているわけですので、ややお時間をいただいて、内容を詰める作業を是非お認めいただきたいと思います。

後発医薬品については3点お話があったかと思いますが、この比率は先ほども申し上げましたように、私ども努力はいたしますが、目標としては当面これを目標にさせていただきたいということでございます。伊藤議員からも御指摘がありましたけれども、実際の処方箋上の措置につきましては、伊藤議員がおっしゃったようなことも含めて、是非検討をしたいと考えております。新薬の開発との関連で薬価にもメリハリを付けろというお話は、全くそのとおりでと考えております。後発医薬品をもっと活用して、そこから浮いた資源を新薬の開発に向けるということは、どうしても必要だと私自身も考えております。そういったことを総合的に考え、後発医薬品の問題については取り組ませていただきたいと思います。

薬価、診療報酬ともに平成20年度に改定の時期が来るわけですが、これについての様々な御意見につきましては、私どももそういった改革の気持ちで取り組んでまいりたい。特に、産科、小児科、麻酔科等の不足というようなことを反映した、メリハリのきいた体系は実現しなければいけないと思います。

包括医療、包括的な体系についてのお話もございました。特に高齢者医療制度については、導入のときから、そういったことを考えてという御意見は非常に参考になるものと承りましたので、そういったことの方角でやりたいと思います。ただ、包括医療ということにつきましては、粗診、要するに粗っぽい診断をし、粗っぽい処置をするということにならないよう、我々としてはチェックをしていかなければいけないということが伴います。そういったことも勘案して、ベストの選択をしていきたいと考えております。同じ問題ですが、DPCの拡大につきましては質的な面でというようなお話もありましたけれども、今のDPCを拡大するというので当面やりたいと思います。勿論、DRGについても視野には入れますが、当面はDPCの1,000病院への拡大ということで考えてまいりたいと思います。

医科のレセプトの直接審査解禁の問題でございまして、そういった制度的な枠組みの中で、医療機関の事前の合意ということで、紛争を未然に防ぐということを我々として期しているところでありますので、合意の条件を撤廃した場合の紛争の頻発を考えますと、なかなか困難な問題であると考えております。

社会保障電子私書箱の問題等につきましては、現時点で、実施の時期、工程表を作成すべきということですが、これは個人情報保護及び費用の点で非常に大きな問題がございまして、今日のペーパーも、大山先生の御意見もありまして、全体のシステムを想定した上で、個別の部分的なIT化を考えていくべきとの示唆を強く受けましたので、その点についてもわざわざ触れさせていただいております。真剣に取り組むつもりでございまして、いずれにしても個人情報と費用という大問題がありますので、ここでイージーに請け負うということは差し控えたいと考えております。

歳出削減の問題につきましては、財政の問題として取り組んでまいりますけれども、予算折衝で毎年度検討を行うということが道筋で決まっております。勿論、総合的な削減ということは、私どももプレッジをさせていただいておりますので、その枠内で考えていくということでございますけれども、いずれにしてもこれは実際に取り組んでいる課題でありますので、そういったラインで今後とも進んでまいりたいと考えております。

最後に検証の問題でございますけれども、厚生労働省という役所も常に検証をしながら行政を進めているということがございます。その検証の手續というものは、今後とも大事にしていかなければいけないと思います。その中に経済の専門家にも入ってもらうというような組織上の工夫はいたしますけれども、いずれにせよ、経済財政諮問会議に適時適切に御報告をするということをお約束をさせていただきますので、御理解をいただきたいと考えます。

私から御意見についての考え方は、以上でございます。

(大田議員) 御提示いただきました柳澤大臣、菅大臣からのプログラムにつきましては、今後更に検討を進め、「骨太の方針2007」に盛り込むこととしたいと思いません。

制度改革を詰めるという点につきましては、民間議員からもまた御提案をいただくので、柳澤大臣にも是非御出席をいただければと思います。

それから、社会保障個人情報システムの工程表は、IT戦略本部にもお願いしなければならないと思いますので、私から高市大臣にも今日の議論をお伝えしたいと思えます。

総理からでございますでしょうか。

(安倍議長) 柳澤大臣、菅大臣から具体的な目標が示されたわけではありますが、これは大変意義深いと思っておりますので、着実に実行していただきたいと思えます。

また、柳澤大臣におかれましては、今回のプログラムを踏まえて、年内に「骨太方針2006」を達成するための道筋を示していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、柳澤大臣、少し時間が過ぎてしましまして、申し訳ありませんでした。どうもありがとうございます。

柳澤大臣は、ここで退席されます。香西会長が入室されます。

(柳澤臨時議員退室)

(大田議員) 今日は、4月25日の議論の継続です。民間議員ペーパーをそのまま配付しております。25日に尾身大臣を始め、御意見をいただきましたけれども、ここはそのままでお出ししてありますので、御了解いただきたいと思えます。

(香西税制調査会会長入室)

○税制改革について

(大田議員) 今日は4月25日の議論の継続であります。前回、尾身議員を始め御意見をいただきましたが、前回の民間議員ペーパーがそのまま配布されております。時間が少し押しておりますので、このまま議論に入りたいと思いますが、その前に甘利議員からの資料を山本副大臣に御紹介いただきたいと思っております。

(山本経済産業副大臣) 税制改革に当たって、私どもは成長を重視することが大事だと思っています。そのために国際的イコールフットイングの確保が必要だということ。また、研究開発、IT、人材育成といったイノベーションを生み出す投資を加速するための税制措置の強化が必要であると考えております。

地域間の税収格差の是正については、国際的に見て高い税負担を改革し、国内企業が立地して雇用の拡大を図っていける環境整備につなげていくことが重要であると考えております。そういうことを念頭に置いていただきたいと思っております。

以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、香西先生、それから民間議員の方の前回の補足も含めて自由討議に入りたいと思っております。

(香西税制調査会会長) 今、山本副大臣からお話のあった点について、私も個人的には非常に賛成でございます。前回は御報告しましたように、海外の状況としては法人税を下げていっており、主要各国はいずれもそういった国際競争を重視しているという形でございます。

ただ率直に言いまして、少し違う話かもしれませんが、租税原則として成長を重視すべきというところについては、税制調査会としては少し引っかかりがあるということでもあります。今度の税制改革の最高の目標はここだということはそのとおりなのですが、税調では、租税原則というのは、いつ、いかなるときでも、税はこうでなければならないというように解釈をしてくれております。平成19年度税制改革に対する答申でも、3つの原則のひとつを「成長」ではなく「中立」として書いております。ほかの委員は全く同じなので、今すぐ変えるということになると、運営上非常に難しいという感じもしておりますので、租税原則という言葉を使うかどうかわかりませんが、次の税制改革については、成長を最大限重視したいというつもりでいるということでもあります。

(大田議員) 伊藤先生、どうぞ。

(伊藤議員) 前回の補足ですが、実現すべき6つの柱の最後で、納税者番号の導入と税制の簡素化を我々は訴えているので、そこを少し補足させていただきます。

納税者番号については、長い間議論があったことは承知しております。具体的にも、新番号を振るのか、基礎年金番号を使うのか、住基ネットを使われている住民票コードを使うのか、という議論があることも承知しております。ただ、何らかの方法で納税者番号の導入は、近い将来必要だと思っております。

この点と、税制の簡素化、電子申告の促進という点は、密接に関連していると思います。

税制の簡素化の中でも、特に控除制度の見直し・簡素化というのが非常に重要であると考えております。これによって電子申告の促進にもつながっていく。つまり添付書類が減ることになると思います。

例えば、生命保険の保険料控除というものがまだ必要なのかということです。つまり生命保険というものを国民に知らしめて使ってもらいたいということであれば、その目的は達成しているのではないかと思います。生命保険や損害保険の保険料の控除をやめたとしたら、年末調整の大きな部分がなくなる。また、年末調整の生命保険料以外の部分で、扶養控除や年間所得の調整などが行われるわけですが、これも納税者番号があればかなりの部分をコンピュータが自動的に行うことができるようになるだろうと思います。したがって、年末調整は企業がかなり負担されている部分になりますが、ここが簡素化されるだろうということが容易に想像がつくと思います。納税者番号があるということで、公平性を担保する。つまり、申告が正確かどうかという整合性のチェックもコンピュータが自動的にやってくれるようになりますから、かなり大きな変革につながっていくのではないかと思います。納税者番号の導入と、控除制度を含む税制の簡素化による電子申告の促進、この2点は是非考えていただきたいと思います。

(大田議員) 御手洗議員、どうぞ。

(御手洗議員) 今、税金や社会保障については、国民の不信感や不公平感があるわけですね。そのために、今、伊藤議員が言われましたことはそのとおりで、透明性の高い納税者番号や社会保障番号を導入することに、勿論大賛成なのですが、一方で個人に対して、受益と負担に関する情報提供を進める必要があると思います。それによって、不信感等を払拭する。また同時に、徴収コストを削減して国民にとっての利便性を更に高めるために、私はやはり社会保障手続と納税事務を一体化することも検討していただきたいと思います。

もう1点お話しておきたいのですが、日本の寄附金税制についてであります。日本の寄附金は残念ながら海外に比べて極端に貧弱になっております。日本でも国や地方自治体に頼るばかりではなく、民間の寄附を通じて研究や教育機関、地域経済などに流れる資金のパイプを多様化し太くしていくことが望まれます。人々の社会貢献の意識を高め、また功を成した人にふさわしい責任を果たしてもらう契機として、寄附金税制を大胆に拡大していきたい。

今は寄附ができる機関や事業が非常に狭い。また、所得控除の上限金額も以前は所得の30%だったのが40%まで引き上げられましたけれども、これはアメリカの50%に比べればまだ低いということで、やはり人の善意を引き出すといった思想のある税制を検討してもらいたい。

以上であります。

(大田議員) ほかに御意見はございますか。

どうぞ。

(香西税制調査会会長) 先ほど伊藤議員から話がありました控除のことですけれども、これは国際的には非常に大きな変化といいますか、動きが出てきています。1つは、所得控除から税額控除に移す。これはオランダなどで行われております。これは日本で行えるかどうかは非常に研究が必要ですが、韓国では来年から勤労所得税額控除方式を使うということになっております。

ただ、一時還付するという言い方をされましたが、これは尾身議員が国会で払ってもいないものを還付することはできないということを議論なさっておりますが、そういったことも含めて、どういう形で、例えば所得分配が不平等化しつつあるのを止めるかということも、各国でいずれも大きな問題になっております。日本でもいろいろ考えていかなければならないことだろうと思っております。

私どもとしては、そういうことにまだコミットする段階ではありませんので、これからしっかり勉強させていただきたいと思っております。

(大田議員) ありがとうございます。

今日、民間議員から4月25日に提出した資料「税制改革の基本哲学」を提出いただいております。前回、国と地方の税收比を5対5にするというところは、尾身大臣から反対がありまして、これについては地方分権のところで引き続き議論させていただきます。

それ以外のところはあまり反論はなかったように思います。これをベースに「骨太方針」の税制改革の基本哲学の原案を作成して調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。その中に、今日いただいた御意見なども入れていきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、本日の経済財政諮問会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

香西先生、どうもありがとうございました。

(以上)